資料1

住宅マスタープラン進行管理　総括表

成果指標				基準値	現状値	
基本目標1	1. 子育て世帯の安心居住の推進	ファミリー世帯の構成割合	⤴ 向上	19.9%（H29年度）	18.5%（R6年度）	低下
	2. 高齢社会に対応した居住の安定確保	高齢者のための設備がある住宅の割合	⤴ 向上	44.0%（H25年）	45.7%（R5年度）	○ 向上
		一定のバリアフリー化を行っている高齢者世帯の割合	⤴ 向上	41.5%（H25年）	41.0%（R5年度）	低下
	3. 住宅セーフティネット機能の充実による居住の安定	住宅相談の件数	⤴ 向上	1,609件（H29年度）	4,201件（R6年度）	○ 向上
		最低居住面積水準未満世帯の割合	⤵ 解消	20.8%（H25年）	17.4%（R5年度）	○ 減少
基本目標2	1. 良質な民間住宅の形成誘導	住戸面積50㎡以上の住宅ストックの割合	⤴ 向上	46.0%（H25年）	42.4%（H30年）	低下
		敷地面積65㎡以下の一戸建・長屋建住宅の割合	⤵ 減少	29.9%（H25年）	30.1%（H30年）	上昇
	2. 適切な維持管理による住宅の質の持続	マンション管理状況届出書の届出率	⤴ 向上	67.8%（H29年度）	82.2%（R6年度）	○ 向上
		25年以上の長期修繕計画を作成しているマンションの割合	⤴ 向上	37.9%（H29年度）	46.5%（R6年度）	○ 向上
	3. 住宅市場の活性化	住宅取得における中古住宅購入の割合	⤴ 向上	15.9%（H25年）	24.0%（R5年度）	○ 向上
	4. 空き家ストックの総合対策	空き家率（居住世帯のない住宅の割合）	⤵ 減少	15.8%（H25年）	13.9%（R5年度）	○ 減少
基本目標3	1. 安全・安心な住宅・住環境の形成	不燃領域率	⤴ 向上	62.6%（H29年度）	68.3%（R6年度）	○ 向上
		住宅の耐震化率	⤴ 向上	89.0%（H29年度）	92.6%（R6年度）	○ 向上
	2. 魅力ある住宅・住環境の形成	マンション管理状況届出書の届出をしている分譲マンションの町会加入率	⤴ 向上	72.0%（H29年度）	60.8%（R6年度）	低下
		一定の省エネ対策を講じた住宅ストックの比率	⤴ 向上	19.9%（H25年）	22.2%（R5年度）	○ 向上

向上・解消・減少○	10
低下・上昇	5
集計中	0
合計	15

新たな基本計画における住宅施策の効果を示す区民意識調査について

指標名	目標値	現状値
「現在住んでいる地域に住み続けたい」と思う区民の割合	83.5%（R11年度）	81.0%（R6年度）
「地域に住み続けるための住宅制度が充実している」について肯定的な回答をする区民の割合	12.5%（R11年度）	9.7%（R6年度）

住宅マスタープラン進行管理　分野別シート

【基本目標1】住み慣れた地域で暮らし続けられる住まいづくり

取組み方針	1　子育て世帯の安心居住の推進

			基準値		現状値	
成果指標	ファミリー世帯の構成割合 【住宅・マンション課】	⤴ 向上	19.9% （H29年度）	》》	18.5% （R6年度）	⤵ 低下

（参考）
【ファミリー世帯数】
（1）H29年度
総世帯数：177,671件
ファミリー世帯数：35,388件
（2）R6年度
総世帯数：188,094件
ファミリー世帯数：34,784件

		内容	基準値 H29年度	参考 R4年度	参考 R5年度	現状値 R6年度
活動指標（事業実績）	東京こどもすくすく住宅（旧東京都子育て支援住宅）供給戸数（累計）	■子育てファミリー向けの良質な住宅ストック（50㎡以上）の供給促進を図るため、都が認定する「東京こどもすくすく住宅」に対し、区が200万円を上限に建設費の補助を行う。	0戸	66戸	66戸	68戸
	子育てファミリー世帯家賃助成世帯数	■転入・転居する子育てファミリー世帯が良質な賃貸住宅に住み替え、居住環境の改善を図るため、家賃助成を実施する。	124世帯	183世帯	187世帯	173世帯

今年度の取り組みなど

■居住支援法人との連携
・令和6年10月に居住審協議会において協議会に登録している居住支援法人との交流会を実施し各団体の活動内容や区の高齢者向け施策、空き家施策等の情報共有や意見交換等を行った。
・令和6年11月、子育て世帯への支援を行う居住支援法人 特定非営利活動法人豊島子どもWAKUWAKUネットワークと居住支援協議会、社会福祉協議会と協働で、住宅確保要配慮者を対象とした都営住宅申込相談会を実施した。
・今後も引続き、居住支援サービスを提供する居住支援法人と区が積極的に連携することで、物件オーナーの不安を軽減し、要配慮者が円滑に民間賃貸住宅に入居できるよう後押ししていく施策を検討していく。

■東京子どもすくすく住宅の供給
・東京都は、令和5年度から制度の名称を「東京子どもすくすく住宅認定制度」に改称するとともに、事業者への直接補助制度を創設するなど、制度の大幅な見直しを行い、令和6年度は区内でも2戸の増となった。
・東京子どもすくすく住宅は、ファミリー世帯向けの良質な住宅ストックの増加に直接貢献するものであることから、東京都とともに、認定を受けることのメリットなどを事業者に適切に情報提供を行うことによって、今後も引き続き、建設を誘導していく。

■子育てファミリー世帯家賃助成の利用促進
・制度に関するチラシや資料等を活用し、子育てファミリーに対しての周知をはかる。
・令和7年4月より区内での定住率向上を目指し、制度の変更を行った。希望者がいた場合には丁寧に制度の説明をしていく。

■多世代近居・同居支援事業の周知と利用促進
・令和6年度より、子育て世帯の定住促進策である多世代近居・同居支援事業を新たに実施する。
・制度に関するチラシ等により周知を図るともに、子育てファミリー世帯家賃助成等との連携により制度の利用促進を図る。

■「としまファミリー住戸附置指導要綱」の施工
・令和6年10月から「としまファミリー住戸附置指導要綱」を施行している。活動指標（事業実績）の詳細は、分野別シート2-1「良質で長く住み継がれる住宅ストックの形成・良質な民間住宅の形成誘導」に記載。

住宅マスタープラン進行管理　分野別シート

【基本目標1】住み慣れた地域で暮らし続けられる住まいづくり

取組み方針	2　高齢社会に対応した居住の安定確保

			基準値		現状値	
成果指標	高齢者のための設備がある住宅の割合【住宅・土地統計調査】	⤴ 向上	44.0%（H25年）	»	45.7%（R5年度）	⤴ 向上
	一定のバリアフリー化を行っている高齢者世帯の割合【住宅・土地統計調査】	⤴ 向上	41.5%（H25年）		41.0%（R5年度）	⤵ 低下

	項目	内容	基準値 H29年度	参考 R4年度	参考 R5年度	現状値 R6年度
活動指標（事業実績）	ケア付き住まいの供給戸数（累計）	■サービス付き高齢者向け住宅や高齢者向け優良賃貸住宅に対する、建設費や入居者の家賃低廉化の補助（月額4万円上限）を行い供給を促進する。	171戸	249戸	249戸	249戸
	高齢者等入居支援件数	■高齢者等の居住の安定を図るため、不動産協力店に関する情報提供、公営住宅等の案内、希望物件探しや賃貸契約の支援等、要配慮者の住宅確保の支援を行う。	221件	526件	645件	426件
	高齢者自立支援住宅改修助成件数	■バリアフリー化された住宅の普及を図るため、段差解消や手すりの取り付け等に係る改修費の一部に対して補助を行う。	12件	7件	7件	12件
	介護保険による住宅改修費助成件数		898件	659件	551件	560件
	住宅修繕・リフォーム資金助成件数	■社会的弱者の居住の安定と住宅の適切なメンテナンスを図るため、住宅の修繕工事及びリフォーム工事の改修費の一部に対して補助を行う（修繕10万円上限、リフォーム20万円上限）。	5件	14件	8件	6件
	高齢者世帯等住み替え家賃助成世帯数	■取り壊しなどの理由により、現在の住宅に住み続けることが困難な高齢者等の居住の安定を図るため、住み替え後の家賃の一部の補助を行う。	56世帯	133世帯	148世帯	145世帯

今年度の取り組みなど	
	■ケア付き住まいの供給促進 ・区内の新たなサービス付き高齢者向け住宅の供給に係る整備費用の支援を行い、高齢者向け住宅の供給促進を図る。 **■高齢者世帯等住み替え家賃助成の利用促進** ・引き続き広報・ホームページなどに加え、関係部署や不動産会社などにも幅広く情報提供を行うことで、高齢者等の居住の継続を図っていく。 **■高齢者等入居支援** ・立退き等を理由とした住宅確保要配慮者に対して入居支援を行い、住み慣れた地域での居住の安定を図っていく。 ・居住支援協議会が作成したパンフレット等を活用し、不動産会社や賃貸住宅オーナーへの周知・啓発を図っていく。 **■介護保険による住宅改修費助成のご案内** ・手すりの取り付けや段差の解消等を目的とした住宅改修を行った場合には、要支援・要介護の方へは介護保険から、65歳以上の自立の方へは区の独自事業として同様の助成を引き続き行っていく。 ・介護保険を利用して住宅改修を行った方へ、アンケート調査を令和6年度に実施した。今後もパンフレット類で、制度内容を周知していく。

住宅マスタープラン進行管理　分野別シート

【基本目標1】住み慣れた地域で暮らし続けられる住まいづくり

取組み方針	3　住宅セーフティネット機能の充実による居住の安定

			基準値		現状値	
成果指標	住宅相談の件数 【福祉総務課（自立支援担当）】	⤴ 向上	1,609件 （H29年度）	⟫	4,201件 （R6年度）	⤴ 向上
	最低居住面積水準未満世帯の割合 【住宅・土地統計調査】	⤵ 解消	20.8% （H25年）		17.4% （R5年度）	⤵ 低下

	項目	内容	基準値 H29年度	参考 R4年度	参考 R5年度	現状値 R6年度
活動指標（事業実績）	セーフティネット専用住宅の登録戸数	■住宅確保要配慮者へのセーフティネット住宅の登録促進のため、所有者等に対する経済的支援を行う（家賃低廉化補助：月額4万円（R3年度～）、家賃債務保証料補助：1万5千円、改修費補助：上限200万円、少額短期保険料補助：6千円）。	0戸	26戸	32戸	35戸
	セーフティネット住宅の家賃低廉化補助件数 （【 】は累計）			8件 【10件】	16件 【18件】	20件 【21件】
	豊島区居住支援協議会による入居支援件数	■住宅確保要配慮者に対して、としま居住支援バンクなどによる居住支援活動を行う。	4件	11件	14件	54件
	高齢者等入居支援事業協力不動産店の件数	■宅地建物取引業協会豊島区支部、全日本不動産協会豊島文京支部と連携し、不動産店リストを作成。相談者へ提供を行う。	70件	70件	55件	55件
	区営住宅の定期使用住宅の戸数	■区営住宅の定期利用対象者をひとり親にも拡大するとともに、東京都の補助金を活用し、子育てしやすい住宅への改修を進める。	0戸	2戸	2戸	5戸

今年度の取り組みなど	**■セーフティネット専用住宅の登録促進と制度改正への対応** ・令和6年度は、居住支援法人の取り組みや区の共同居住型空き家利活用事業との連携により、セーフティネット専用住宅の登録戸数と家賃低廉化補助の実績は増加した。また、不動産関係団体の会合や研修会、居住支援協議会のセミナー等の場で制度の説明や普及促進を実施した。 ・令和7年度は、引き続き制度の普及促進に努めるとともに、新たに実施する区独自のセーフティネット専用住宅オーナーへの支援制度により、専用住宅の供給増を図る。 ・10月の住宅セーフティネット法の改正に伴う新たな制度への対応については、福祉部局と連携により準備を進める。 **■としま居住支援バンクの登録促進** ・令和6年度は、不動産関係団体への研修会や居住支援協議会のセミナー等の場で、居住支援バンクの説明やシステムへの登録の呼びかけを行った。 ・令和7年度は引き続き登録促進にむけた周知活動を行うとともに、登録物件のさらなる拡充のため、居住支援協議会における不動産店訪問等を精力的に行う。 **■福祉と連携した入居支援制度の状況** ・令和3年度から「入居相談窓口」を住宅課から福祉総務課（自立支援担当）に移管し、4階の福祉総合フロアに設置したことで福祉的ニーズに対しての連携が取りやすくなった。また、居住支援協議会の活動を通して、支援を依頼できる居住支援法人や不動産事業者とのネットワークの構築を行っている。 **■（再掲）居住支援法人との連携** ・令和6年10月に居住審協議会において協議会に登録している居住支援法人との交流会を実施し各団体の活動内容や区の高齢者向け施策、空き家施策等の情報共有や意見交換等を行った。 ・令和6年11月、子育て世帯への支援を行う居住支援法人 特定非営利活動法人豊島子どもWAKUWAKUネットワークと居住支援協議会、社会福祉協議会と協働で、住宅確保要配慮者を対象とした都営住宅申込相談会を実施した。 ・今後も引続き、居住支援サービスを提供する居住支援法人と区が積極的に連携することで、物件オーナーの不安を軽減し、要配慮者が円滑に民間賃貸住宅に入居できるよう後押ししていく施策を検討していく。

住宅マスタープラン進行管理　分野別シート

【基本目標2】良質で長く住み継がれる住宅ストックの形成

取組み方針	1　良質な民間住宅の形成誘導

			基準値		現状値	
成果指標	住戸面積50㎡以上の住宅ストックの割合【住宅・土地統計調査】	⤴ 向上	46.0%（H25年）	»	42.4%（H30年）	⤵ 低下
	敷地面積65㎡以下の一戸建・長屋建住宅の割合【住宅・土地統計調査】	⤵ 減少	29.9%（H25年）		30.1%（H30年）	⤴ 上昇

	項目	内容	基準値 H29年度	参考 R4年度	参考 R5年度	現状値 R6年度
活動指標（事業実績）	中高層集合住宅建築物の建築に関する条例による事前協議件数	■一定規模以上（地階を除く階数3以上で、かつ住戸数が15以上）の共同住宅を建築するときに、住戸の専用面積の最低限度（25㎡）を定めるほか、高齢者の居住に配慮した設備の設置の配慮を求める。	33件	45件	37件	33件
	としまファミリー住戸附置指導要綱による附置件数	■一定規模以上（地階を除く階数3以上で、かつ住戸数が30以上）の共同住宅を建築するときに、50㎡以上の住戸専用面積を一定割合で求める。	―	―	―	4件
	狭小住戸・敷地の発生抑制の検討状況	【狭小住戸集合住宅の供給棟数・供給戸数】※ ■狭小住戸集合住宅税により、狭小住戸の新たな供給を抑制し、住宅のストックバランスの改善を図る（狭小住戸を供給する建築主に対し、戸当たり50万円の税を課す。30㎡未満住戸を9戸以上供給する場合が課税対象）。 ※狭小住戸集合住宅税の対象となっているもののみカウント。狭小住戸8戸以下の課税対象外物件は含めない。	37棟 881戸	21棟 524戸	23棟 573戸	31棟 576戸
		■地区計画制度および特定防災街区整備地区による敷地面積の最低限度の制限を定めることにより、狭小敷地の発生を抑制し、良好な市街地環境の確保を図る。	344.2 ha（累計）	376.3 ha（累計）	376.3ha（累計）	376.3ha（累計）

今年度の取り組みなど	
	■狭小敷地の発生抑制 地区計画や特定防災街区整備地区の指定により、敷地面積の最低限度の制限を定め、狭小敷地の発生を抑制してきた。特に道路事業により建替えが活発な特定整備路線周辺では、良質な住環境の確保に一定の効果を示している。令和7年度も引き続き、この制限を適用し、狭小敷地の発生の抑制を図る。 **■中高層集合住宅建築物の建築に関する条例による居住環境の整備促進** 「中高層集合住宅建築物の建築に関する条例」において、建築に関する基本的事項を定め、良質な集合住宅の確保、良好な近隣関係の維持向上及び高齢社会の進展に対応した居住環境の整備を促す。 **■共同住宅における居住面積水準の向上（ファミリー住戸附置）** 令和6年10月から「としまファミリー住戸附置指導要綱」を施行している。今後は、その成果の検証を行っていく。

住宅マスタープラン進行管理　分野別シート

【基本目標2】良質で長く住み継がれる住宅ストックの形成

取組み方針	2　適切な維持管理による住宅の質の持続

			基準値		現状値	
成果指標	マンション管理状況届出書の届出率【住宅・マンション課】	⤴ 向上	67.8%（H29年度）	》	82.2%（R6年度）	⤴ 向上
	25年以上の長期修繕計画を作成しているマンションの割合【住宅・マンション課】	⤴ 向上	37.9%（H29年度）		46.5%（R6年度）	⤴ 向上

（参考）
【マンション管理状況届出数】
（1）H29年度：790/1,166件
（2）R6年度：1,024/1,246件

【25年以上の長期修繕計画を作成しているマンション数】
（1）H29年度：442/1,166件
（2）R6年度：580/1,246件

	項目	内容	基準値 H29年度	参考 R4年度	参考 R5年度	現状値 R6年度
活動指標（事業実績）	マンション専門家派遣回数	■マンションの良好な維持管理の推進を目的に、管理組合に対し専門家を派遣し、管理の適正化のための助言、指導、情報提供を行う。	26回	18回	30回	17回
	マンション管理支援チーム派遣棟数	■マンションが抱える問題の解決及び、管理組合自身の管理運営能力を高める目的で、職員と専門家で構成したアドバイザーチームで訪問を行う。	111棟 ・郵便物未着 ・管理組合用の郵便受無し	166棟 ・都条例未届出 ・小規模かつ高経年	59棟 ・区条例未届 ・区条例長期修繕計画未作成回答	106棟 ・郵便物未着（区条例未届、管理不全予兆が含まれる）
	マンション計画修繕調査費助成件数	■マンションの適正な維持管理を推進するため、大規模修繕を計画的に実施するために行う調査費用の一部（1/2　上限20万）を助成する。	11棟	15棟	17棟	7棟
	マンション管理セミナー開催状況（回数、人数、テーマなど）	■第1回セミナー「マンションの外部管理者方式について」 ■第2回セミナー「マンションとどまるための防災」 ■座談会	延110名	延47名	延44名	延91名

今年度の取り組みなど

■マンション管理支援チーム派遣の実施
・令和6年度は、管理組合宛に発送したセミナー開催案内等の郵便物が返送されてきたマンション106棟を対象に実施し、マンション管理状況の確認に加え、マンション管理推進条例で設置が義務付けれている管理組合用ポストの設置状況の確認、設置方法の案内を行った。
・これまで午後に訪問を開始していたが、マンション区分所有者、管理人と会える率を高めるために、マンション所在地の燃えるゴミの日の午前中に開始することとした。
・今後も届出書未届マンションや管理状況に課題の見られるマンションを中心に訪問を続けていく。

■分譲マンション管理セミナー・管理座談会
・令和6年度はセミナーを2回、座談会を1回開催。第1回は令和6年6月に国交省がガイドラインを改正した「外部管理者方式」をテーマとして専門家による講演を実施。第2回は「マンション防災力の向上」をテーマとして専門家による講演を実施。
・座談会はこれまでは不定期に開催していたものを令和6年度より毎年1回開催とした。マンション管理当事者（理事長等）の情報交換やディスカッションを通じて適正管理を推進することや、マンション間の横のつながりを形成する機会の提供を目的として開催。
・令和7年度はセミナー2回、座談会1回の開催を予定している。

■マンション管理意識向上・管理状況届出促進のための啓発活動
・管理状況届出書の変更届出・更新届出の促進を目的として「管理状況届出書の作成方法、届出項目の説明」等を掲載した資料を作成。
　令和6年6月に管理状況届出書届出対象マンション管理組合宛に案内文書を郵送。
・令和7年度も引き続き啓発活動を実施していく。

■「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」
・マンションは重要な居住形態の一つとなっている一方で、建物と区分所有者の二つの老いが進行し、外壁の剥落等の危険や集会決議の困難化などの課題が顕在化してきていることから、国は令和7年5月にマンションの管理及び再生の円滑化等の措置を講ずることを目的として改正法を制定。

住宅マスタープラン進行管理　分野別シート

【基本目標2】良質で長く住み継がれる住宅ストックの形成

取組み方針	3　住宅市場の活性化

			基準値		現状値	
成果指標	住宅取得における中古住宅購入の割合【住宅・土地統計調査】	⤴ 向上	15.9%（H25年）	>>>	24.0%（R5年度）	⤴ 向上

	項目	内容	基準値 H29年度	参考 R4年度	参考 R5年度	現状値 R6年度
活動指標（事業実績）	長期優良住宅認定件数	■長期優良住宅の普及の促進に関する法律により、申請に基づき、長期に渡り良好な状態で使用できる住宅を認定する。	75件	78件	90件	112件
	【再掲】セーフティネット専用住宅の登録戸数	■住宅確保要配慮者へのセーフティネット住宅の登録促進のため、所有者等に対する経済的支援を行う（家賃低廉化補助：月額4万円、家賃債務保証料補助：1万5千円、改修費補助：上限200万円、少額短期保険料補助：6千円）。	0戸	26戸	32戸	35戸

今年度の取り組みなど	**■長期優良住宅の普及の促進** 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」において、長期にわたり良好な状態で使用されることが住生活の向上及び環境への負荷の低減を図り、構造及び設備等についてそのような措置が講じられた優良な住宅の普及を促進する。 **（再掲）■セーフティネット専用住宅の登録促進と制度改正への対応** ■セーフティネット専用住宅の登録促進と制度改正への対応 ・令和6年度は、居住支援法人の取り組みや区の共同居住型空き家利活用事業との連携により、セーフティネット専用住宅の登録戸数と家賃低廉化補助の実績は増加した。また、不動産関係団体の会合や研修会、居住支援協議会のセミナー等の場で制度の説明や普及促進を実施した。 ・令和7年度は、引き続き制度の普及促進に努めるとともに、新たに実施する区独自のセーフティネット専用住宅オーナーへの支援制度により、専用住宅の供給増を図る。 ・10月の住宅セーフティネット法の改正に伴う新たな制度への対応については、福祉部局と連携により準備を進める。

住宅マスタープラン進行管理　分野別シート

【基本目標2】良質で長く住み継がれる住宅ストックの形成

取組み方針	4　空き家ストックの総合対策

			基準値		現状値	
成果指標	空き家率（居住世帯のない住宅の割合）【住宅・土地統計調査】	⤵ 減少	15.8%（H25年）	≫	13.9%（R5年度）	⤵ 減少

	項目	内容	基準値 H29年度	参考 R4年度	参考 R5年度	現状値 R6年度
活動指標（事業実績）	空き家の登録件数	■豊島区空家活用条例に基づき、登録された空き家に対しワンストップで活用までの相談を請け負う。		1件	3件	1件
	地域貢献型空き家利活用事業件数	■空き家の活用促進のため、空き家所有者と地域貢献団体のマッチング及び、改修費の一部の補助（上限200万円）を行う。		0件 【累計3件】	2件 【累計5件】	1件 【累計6件】
	共同居住型空き家利活用事業件数	■空き家の活用促進のため、空き家所有者とシェアハウスの運営を行いたい団体のマッチング及び、改修費の一部を補助（上限150万円）を行う。		1件 【累計2件】	1件 【累計3件】	0件 【累計3件】
	空き家等の助言・指導による除却件数	■「空家等対策の推進に関する特別措置法」、「豊島区建物等の適正な維持管理を推進する条例」に基づき、管理不全な建物などに助言・指導を行う。	区条例1件 特措法1件	区条例2件 （建物解体1件、指導対象物撤去1件） 特措法1件	区条例2件 （建物解体1件 指導対象物撤去1件） 特措法1件	区条例3件 （建物解体2件 指導対象物撤去1件） 特措法2件

今年度の取り組みなど	**■空き家活用登録の促進** 空家活用条例の普及、セーフティネット住宅・としま居住支援バンクなどの登録促進を目的に、空き家オーナーの掘り起こしや空き家活用に対する意識醸成のため、空き家セミナーを開催した（令和6年度：4回開催、延参加者数113名）。 令和7年度も、持ち家を空き家にしないための予防策や、豊島区の空き家対策事業、様々活用事例の紹介等、より幅広い内容で、引き続き開催を予定している。 **■地域貢献型空き家利活用事業の推進** 令和6年度は、障害者支援を行う一般社団法人と空き家オーナーをマッチングし、空き家となっていた旧酒店の倉庫を改修して、障がい者のアート作品を常設展示するアートミュージアムを開設した。 令和7年度も、引き続き更なる利活用実績の向上に努める。 **■共同居住型利活用事業の推進** 令和6年度は利活用事業の利用実績は0件であったが、マッチングをしたが耐震基準を満たさなかったため事業対象とならなかったひとり親向けシェアハウスが1件開設した。 令和7年度は、居住支援協議会の登録団体との連携による利用実績の向上に努める。

住宅マスタープラン進行管理　分野別シート

【基本目標3】愛着と誇りが持てる住宅・住環境の創出

取組み方針	1　安全・安心な住宅・住環境の形成

			基準値		現状値	
成果指標	不燃領域率 【地域まちづくり課】	⤴ 向上	62.6% （H29年度）	»	68.3% （R6年度）	⤴ 向上
	住宅の耐震化率 【建築課】	⤴ 向上	89.0% （H29年度）		92.6% （R6年度）	⤴ 向上

	項目	内容	基準値 H29年度	参考 R4年度	参考 R5年度	現状値 R6年度
活動指標（事業実績）	不燃化推進特定整備事業・都市防災不燃化促進事業助成金件数 【令和7年度終了予定】	■不燃化特区指定区域内及び特定整備路線沿道30mの範囲において、老朽建築物の除却や建替えの経費を一部助成している。	150件	110件	109件	123件
	耐震診断助成件数	■既存住宅の質の向上のため、木造・非木造住宅、分譲マンションを対象に、耐震診断に係る費用の一部を助成する。	木造10件 非木造0件 マンション 5件	木造1件 非木造0件 マンション 1件	木造4件 非木造0件 マンション1件	木造20件 非木造0件 マンション1件
	耐震改修助成件数	■既存住宅の質の向上のため、木造・分譲マンションを対象に、耐震改修に係る費用の一部を助成する。	木造4件 マンション 0件	木造0件 マンション 0件	木造0件 マンション1件	木造3件 マンション1件

今年度の取り組みなど	**■安全・安心な住環境の形成** 密集市街地の解消と不燃化促進による安全・安心なまちづくりを実現するため、まちづくり協議会や共同化によるまちづくりなど、様々な活動支援や実施を通じて防災まちづくりの機運を高めている。また、不燃化特区制度等の周知を通じ、利用の促進を図っている。 **■既存住宅ストックの耐震化** 耐震関係の助成制度の周知として、チラシ作成、広報としま掲載、建築士事務所協会等と「住まいの無料相談フェア」を協賛した。 豊島区住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを改定し、新たに新耐震基準の木造住宅の耐震化に向けた支援を、令和6年度より開始した。 既存の住宅ストックの耐震性の向上を図るため、豊島区住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、耐震性が不十分な木造戸建て住宅に対し、戸別訪問等の方法により、直接的に耐震化に関する理解を深めてもらうことにより、耐震化を促進する。 **■既存住宅の流通促進** 既存住宅に関する情報提供と市場の活性化を図るため、引き続き、国や東京都が作成したリーフレットなどを窓口に置くなど、「住宅診断（ホームインスペクション）」等の普及を図った。

住宅マスタープラン進行管理　分野別シート

【基本目標3】愛着と誇りが持てる住宅・住環境の創出

取組み方針	2　魅力ある住宅・住環境の形成

			基準値		現状値	
成果指標	マンション管理状況届出書の届出をしている分譲マンションの町会加入率【住宅・マンション課】	⤴ 向上	72.0%（H29年度）	》》	60.8%（R6年度）	⤵ 低下
	一定の省エネ対策を講じた住宅ストックの比率【住宅・土地統計調査】	⤴ 向上	19.9%（H25年）		22.2%（R5年度）	⤴ 向上

（参考）
【マンション管理状況届出書の届出をしている分譲マンションの町会加入数】
（1）H29年度：569/790件
（2）R6年度：623/1,024件
※「一定の省エネ対策を講じた住宅」とは、全部又は一部の窓に二重サッシ又は複層ガラス使用を講じた住宅

	項目	内容	基準値 H29年度	参考 R4年度	参考 R5年度	現状値 R6年度
活動指標（事業実績）	【再掲】マンション管理支援チーム派遣棟数	■マンションが抱える問題の解決及び、管理組合自身の管理運営能力を高める目的で、職員と専門家で構成したアドバイザーチームで訪問を行う。	111棟 ・郵便物未着 ・管理組合用の郵便受無し	166棟 ・都条例未届 ・小規模かつ高経年	59棟 ・区条例未届 ・区条例長期修繕計画未作成回答	106棟 ・郵便物未着（区条例未届、管理不全予兆が含まれる）
	エコ住宅普及促進事業助成件数	■地球環境の保全を目的に、CO2削減に配慮した住宅用の新エネルギー・省エネルギー機器等を導入にかかる費用の一部を補助する。	126件	126件	238件	436件

今年度の取り組みなど	**■住まいの環境問題** 環境配慮や温暖化問題について普及啓発・情報提供を行うことで、住まいの環境問題に対する区民の意識向上を図っていく。 ・広報としま、環境清掃部メールマガジンによりエコ住宅助成制度を改めて広く周知した。 ・ゼロカーボンシティを目指し、住まいのみならず日常生活の様々な場面で、節電などの身近なところから一人ひとりができる行動を紹介する冊子の更新、冊子を活用した動画作成や区として「デコ活宣言」（環境省の取組み）を引き続き行うなど、地球温暖化対策について普及啓発を強化している。（広報としま環境月間パネル展示（6月）、環境清掃部メールマガジン、区ホームページ・SNS等、としまみんなでエコライフ（冊子）（10月改定予定）、環境情報誌「エコのわ」（10月発行予定）、としまエコライフフェア（10月実施予定）等） **■エコ住宅普及促進** エコ住宅普及促進事業については、令和6年度より、予算を前年度の約2倍とするとともに、申請者の負担を軽減するため、申請方法を事前申請から機器設置後の申請に変更するなど支援体制の強化をしている。引き続き、区ホームページや公式SNS、広報等を活用し、利用促進を行う。